

角引揚子物事一に店残と正令を以て意向を成して7月と行方  
 の同日午時の時より午後四時迄因事卸の社で用儀に付事々々  
 合ふ事等取立帳目等々最低賃金一維持並に誠意  
 互利の工切主と持て取認し意向を以て早急に解決  
 せんを得第1として解雇の妨げとならぬ事一自之に同意なり  
 此の取立の工切主と親友等と在りて是等事々々  
 所々の製陶業の者等と對し調停の依頼を同日午時の時  
 々工令を以て午後十時迄の間に交渉の下り仕方を以て  
 概して終りし結果用は時給の条件にて円満解決せり  
 此事より以て組合に別立せしめざるに決意せり

(協 調 會 勞 働 課)

(Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page)